教育・保育の提供区域の考え方について

教育・保育の提供区域の考え方について

(1)区域設定における国の考え方

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の 提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量 に任されており、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえ設定していく必要があります。

■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育 て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照)

- 地理的条件、人口、交通事情そのた社会的条件、教育・保育を提供するための施設の 整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子ども が居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合に は、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2)区域設定で踏まえるべきポイント

区域の例として、小学校区、中学校、行政区とされており、白井市では、市域全体、小学校区、中学校区等ついて検討する必要があります。また、「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、上記記載内容に加え、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

【区域の設定におけるポイント】

- 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

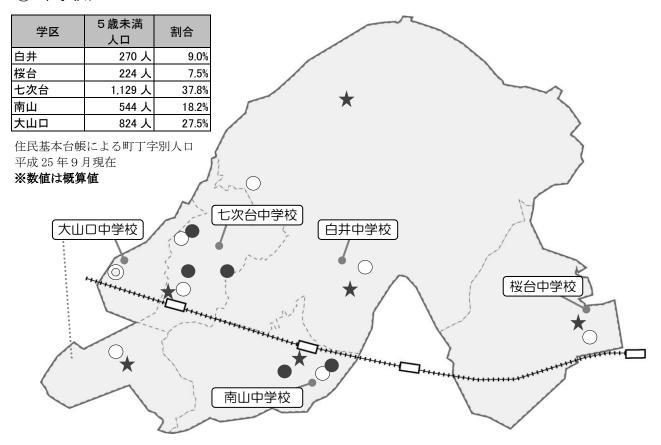
(3) 白井市で想定される教育・保育の提供区域

① 全域

区域	① 全域	② 中学校区	③ 小学校区
区域数	1	5	9
メリット	・広域であるため需給調整が り、柔軟なサービス提供が ・勤務地等の都合で居住エリ 施設・サービスを希望する 対応できる。 ・事業計画における需要量見 計・算出が行いやすい。	可能。 ・利用 ア以外の 設・ ニーズに 可能	細かなサービス提供が可能
デメリット	・区域が広く、移動が難しい る。 ・利用者にとって入所可能な 業が自宅近辺にない場合も	の対施設・事するが・勤務均の施ズに・事業計	或で事情が異なるため、個別 応が難しい需要調整の発生 機会が多くなる。 地等の都合で居住エリア以外 設・サービスを希望するニー 対応できない場合がある。 十画における需要量見込みの が困難である。

○:保育園 ●:幼稚園 ●: 別産館・児童ルーム

② 中学校区



③ 小学校区

